

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年7月24日付け27〇〇第1181号で行った「事故由来放射性物質汚染廃棄物処理にかかる〇〇町一般廃棄物処理施設（仮設減容化施設）設置許可申請書一式」を一部開示とした決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 異議申立人が開示決定に反対する部分（別表1の左欄）を開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、不開示とすべきである。
- 2 1以外の部分についての実施機関の判断は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 開示請求者（以下「本件開示請求者」という。）は平成27年6月16日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「事故由来放射性物質汚染廃棄物処理にかかる〇〇町一般廃棄物処理施設（仮設減容化施設）設置許可申請書一式」という内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は本件開示請求に対応する公文書として、平成26年6月26日付けで環境省（以下「本件申請者」という。）が福島県へ提出した「一般廃棄物処理施設設置許可申請書（〇〇町大字〇〇地内）」（以下「本件申請書」という。）及び、異議申立人が本件申請者に提供し本件申請書と合わせて福島県に提出された書類（以下「本件対象公文書」という。）等からなる申請書一式（以下「本件開示公文書」という。）を特定した。
- 3 平成27年6月19日、実施機関は本件対象公文書に第三者である異議申立人に係る情報が含まれているため、異議申立人に対して条例第15条第1項の規定に基づき意見書提出の機会を付与し、同時に、本件開示請求者に対して条例第12条第2項の規定に基づき公文書開示決定等期間の延長を通知した。
- 4 平成27年7月9日、異議申立人は実施機関に対し、本件対象公文書中の個人情報については特定の個人が識別されること、図面及び技術情報等については長年の経験に基づく重要な技術情報であること等を理由に、いずれも不開示とすることを求める意見書を提出した。
- 5 平成27年7月24日、実施機関は本件開示請求について一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を本件開示請求者に通知した。併せて、異議申立人に対し、本件処分の理由を「本件公文書に記載されている施設概要は概括的であり、公にすることにより、貴社の権利、競争上の地位その他正当な利害関係を害するおそれがある情報に該当するものであるとは認められないため。」とし、異議申立人に関する開示される情報の内容を「別紙記載の不開示部分以外」とする、公文書の開示に係る通知を行った。（別紙：別表2のとおり）

- 6 異議申立人は、平成27年8月6日付けで異議申立人代理人として弁護士3名を選任し、同日付けで、本件処分を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行うとともに、本件処分に対する執行停止の申立てを行った。
- 7 実施機関は、平成27年9月3日付け27環保第1171号により当審査会に諮問を行った。併せて、同日付で本件処分の執行停止の決定を行い、本件開示請求者及び異議申立人代理人に通知した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の一部を取り消し、「別表1の左欄に掲げる部分」を不開示とする決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書、意見書（2）、意見書（3）及び意見陳述の内容を総合すると次のとおりである。

(1) 異議申立書

異議申立てに係る処分は、次の理由により、知事が開示義務を負わない情報を含めて開示を行うものであり、不開示部分の範囲が狭きに失するものであって、福島県情報公開条例の解釈適用を誤る条例違反である。

ア 開示される情報の一部が条例第7条第3号アに該当すること。

異議申立人は、本件申請書に係る一般廃棄物処理施設（以下「本件処理施設」という。）の設計及び施工を行った者であり、本件申請書には異議申立人が本件処理施設の設計及び施工に際して本件申請者に提供した設計数値、図面等の技術情報（以下「本件技術情報」という。）が含まれている。

本件処理施設は、処理方式としていわゆる〇〇式ガス化溶融炉を採用するもので、炉、公害防止機器、建築等を組み合わせた高度な技術の集合体である。

異議申立人は廃棄物処理施設等のプラントメーカーとして、保有する独自の技術、高度な専門知識や経験、特許、ノウハウを最大限に活用して本件処理施設の設計及び施工を行ったものであり、廃棄物処理施設の建設工事の設計及び施工に際し、異議申立人が保有するこれらの独自の技術、高度な専門知識や経験、特許、ノウハウを最大限に活用できることが、同業他社との競争において極めて重要なことは言うまでもない。

本件技術情報が一旦開示されると、国内外の同業他社が本件技術情報を利用して、極めて容易に本件処理施設と同一の基本仕様・基本性能を有する廃棄物処理施設を建設することが可能となるばかりか、本件技術情報から異議申立人が保有する独自の技術、高度な専門知識や経験、特許、ノウハウを比較的容易に看取・模倣することが可能となってしまう、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が害され、異議申立人が甚大な損害を被ることになることは明らかである。

したがって、本件技術情報は、異議申立人という法人等に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合に当たることから、条例第7条第3号アに該当する。

イ 開示される情報の一部が条例第7条第1号に該当すること。

条例第7条第1号は、公文書の開示義務を負わない場合のひとつとして、「法令若しくは他の条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」が記録されている場合を定めている。

本件開示公文書に含まれる本件技術情報は、異議申立人が廃棄物処理施設等のプラントメーカーとして、保有する独自の技術、高度な専門知識や経験、特許、ノウハウを最大限に活用して設計・作成したものであって、学術的な性質を有する図面として著作権法上保護される著作物であり（著作権法第10条第1項第6号）、著作者である異議申立人は著作者人格権及び著作権を享有している（著作権法第17条第1項）。

そして、これら本件技術情報は未だ公表されておらず、著作者である異議申立人は、著作者人格権のひとつである著作権法第18条第1項前段に定める公表権を有しており、しかも、前述のとおり、一旦開示・公表されてしまうと異議申立人の競争上の地位その他正当な利益が害され、異議申立人が甚大な損害を被ることになることは明らかであることから、本件図面の開示・公表は認めていない。

したがって、これら図面等について公表権を有している異議申立人の同意なく公開・公表することは、著作権法の定める公表権を侵害することは明らかであり、「法令若しくは他の条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」が記録されている場合に当たることから、条例第7条第1号に該当する。

(2) 意見書、意見書（2）、意見書（3）及び意見陳述

ア 縦覧に供されたことそれ自体は、何ら理由となるものではない。

他の法令に基づき縦覧に供されたものであるとしても、これによって「開示されない利益」が失われるものではないことは、過去の裁判例においても、情報公開審査会の答申においても、一致して述べられている。縦覧手続が終了し、何人も当該文書の内容を知ることができない状態となった現時点において、条例第7条各号に該当するかが検討されなければならない。

イ 本件技術情報を開示することは、異議申立人の競争上の地位を害するおそれがある。

(ア) 本件技術情報は高度の企業秘密である。

〇〇式ガス化溶融炉は、他の廃棄物処理方式との比較において独自を有している。周辺諸国のプラントメーカーの技術水準は、現在のところ異議申立人に

遠く及ばない状況にある。

- (イ) 異議申立人は、廃棄物処理施設のメーカーとして、海外を含む競合他社との激しい競争にさらされている。

本件技術情報は、異議申立人のプラントメーカーとしての競争力を根本から支えるものであり、これが開示され、何人の手にもわたりうる状況となれば、異議申立人の競争上の地位が害され、プラントメーカーとしての致命的な打撃を受けることとなる蓋然性が極めて高い。

- (ウ) 本件開示公文書が縦覧に供されたのは、特殊な事情に基づく極めて例外的なことである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）は、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者（市町村を除く）は都道府県知事の許可を受けなければならないこと（第8条第1項）、都道府県知事は一般廃棄物処理施設の設置許可申請があった場合は縦覧に供さなければならないこと（第8条第4項）を定めている。

本件処理施設は、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」（平成23年法律第99号）に基づき、市町村（〇〇町）に代わって国（本件申請者）が設置及び事業主体となったものであり、法が想定していない極めて特殊な経緯を有する事案であったと言える。そのため、異議申立人においては、一般廃棄物の処理に係る高度かつ豊富な知見・経験を市町村以上に有すると考えられる国が設置及び事業主体となった場合においても、法の規定が形式的に適用され縦覧手続を経ることになることは想定しておらず、本件開示公文書が縦覧に供されることを知ったのは、本件処理施設の設計・施工に係る契約締結後であった。

よって、本件開示公文書は、縦覧により公にされるべき実質的な必要性がもともと存しないにもかかわらず、法令が形式的に適用されたことにより結果的に縦覧の対象となったものにすぎない。

- (エ) 縦覧に供されたことによって、本件技術情報の企業機密性は失われていない。

本件開示公文書の縦覧手続において、縦覧に訪れた者は僅か2名であり、実際に、縦覧手続を通じて異議申立人の本件技術情報が流出・漏洩した形跡はまったくない。

- (オ) 本件技術情報は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（条例第7条第3号ただし書）にも該当しない。

異議申立人が非開示とすることを求めている本件技術情報は、本件処理施設の稼働による周辺住民の生命・健康等への影響を検討するうえでの必要性に乏しく、開示することによる利益は、非開示とすることによる利益を到底上回るものではない。

なお、本件処理施設による災害廃棄物の減容化処理は平成29年1月25日を

もって完了しているが、公表されている放射性物質濃度等の処理完了までの実績値はいずれも、周辺住民の生命・健康等に全く影響のない数値であった。事業が完了した以上、今後、新たな環境影響等が生じることはなく、設計数値や設計図面を開示する必要はまったく存しない。

ウ 本件技術情報を開示することは、異議申立人の著作者人格権（公表権）を侵害する。（条例第7条第1号）

本件開示公文書に含まれる本件技術情報のうち各施設の図面は、著作権法上保護される著作物であり、著作者である異議申立人は著作者人格権及び著作権を享有している。そして、これら図面は、未だ公表されておらず、著作者である異議申立人は、その開示・公表を認めていない。

なお、これら図面は、本件処理施設の設置許可手続の中で公衆の縦覧に供されているが、縦覧制度は、利害関係者による意見書提出期間の前の一定期間に限って、一定の場所で縦覧に供されるものにすぎず、縦覧期間が終了すれば何人も当該文書の内容を知ることができない状態になるのであるから、縦覧に供されたことをもって、「公表」されたということとはできない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分に係る本件開示公文書を一部開示とした理由は、次のとおりである。

1 公文書の開示に係る通知書

本件開示公文書に記載されている施設概要は概括的であり、公にすることにより、異議申立人の権利、競争上の地位その他正当な利害関係を害するおそれがある情報に該当するものであるとは認められないため。

2 公文書一部開示決定理由説明書及び意見陳述

一般廃棄物処理施設設置許可申請書（焼却施設又は最終処分場に係るものに限る。）については、法第8条第4項の規定により、申請があった旨の告示及び申請書の公衆への縦覧が義務づけられており、本件開示公文書も、当該規定に基づき平成26年7月4日に告示、同日から一月間縦覧に供された。制度上、縦覧物の複写やカメラ撮影も認められているため、記載された内容は公表が予定されているものであるということを前提に、当該申請は行われたと理解している。さらに、一般廃棄物処理施設設置許可申請書は公表に耐えられる内容で申請する運用の実態や、一般的に迷惑施設と言われる一般廃棄物処理施設に関する申請書であるという特殊性に鑑みると、本件事案では開示が妥当であったと考える。

異議申立人は本件技術情報について、公にすることにより競争上の地位等が害されること及び、本件技術情報は未だ公表されておらず、これを同意なく公表することは著作権法に規定する公表権の侵害であることを理由に開示に反対しているが、本件技術情報は、本件開示公文書を公衆の縦覧に供することで既に公にされているものであり、開示したとしても異議申立人の主張するような損害が発生するものとは認められ

ず、条例第7条各号のいずれにも該当しないものと判断し、開示を決定した。

なお、過去になされた廃棄物処理施設設置許可申請書に係る公文書開示請求においても、申請書に含まれる技術情報について、いずれも開示としている。

第5 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 縦覧について

本件対象公文書は、本件申請者による〇〇式ガス化溶融炉建設の公募に対して異議申立人が応募し、異議申立人が本件申請者に提出した〇〇式ガス化溶融炉に関する図面、設計数値等が記載された文書である。

実施機関は、本件対象公文書について、公衆の縦覧に供したことで既に公にされているものであり、開示したとしても異議申立人の主張するような損害が発生するものとは認められず、条例第7条各号のいずれにも該当しないことを理由に開示決定処分を行っている。

よって、当審査会はまず、本件対象公文書を含む本件開示公文書が法に則って縦覧に供されたことを理由に、本件対象公文書を一部開示としたことの妥当性について検討する。

法は、第8条第4項で、都道府県知事は、一般廃棄物処理施設の申請があった場合には、遅滞なく当該処理施設の設置者・設置場所・種類等及び縦覧場所を告示するとともに、告示日から一月間、申請書及び生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供しなければならない、また、法第8条第6項では、一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる」とそれぞれ規定し、当該縦覧制度の目的については、平成10年6月17日付け衛環第52号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知第1-3-(5)において「…利害関係者に対して申請書及び生活環境影響調査書の内容の周知を図るための手段である…(略)」としている。

すなわち、当該縦覧制度の目的は、一般廃棄物処理施設の設置に関する利害関係者に対して異議申出の機会を付与することにより、一般廃棄物処理施設の設置許可にあたっての適正さを担保するために、一般廃棄物処理施設の設置に関する事業者の事業情報の保護を、限られた期間、方法の下に一時的に制限したとみるべきである。

よって、法に定める手続きが終了した後も、縦覧に供されていたことを根拠に事業情報を公にすることは、一般廃棄物処理施設の設置に関する事業者の保護されるべき利益を損なうものである。

さらに、法に基づく縦覧は一月間という定められた期間内に、指定の縦覧場所まで出向くことによって初めて閲覧が可能となるところ、縦覧期間終了から約1年を経過した時点で、加えて、縦覧期間中の閲覧者が2名であったという状況で本件処分は決定されたものであり、縦覧によって、本件公文書に記載された事業情報が広く一般の

人々に知られてはいないことからすると、「縦覧に供することで既に公にされた」とまでは言うことはできない。

2 条例第7条第3号について

(1) 条例第7条第3号の趣旨について

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めるとともに、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものであると解される。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

異議申立人は、「本件技術情報等は、長年の経験に基づく重要な技術情報であり、技術情報が公開されることにより、異議申立人の競争力が著しく損なわれる。」と主張するので、当審査会は、異議申立人が意見書別紙に「開示決定処分が取り消されるべき部分」として記載する本件対象公文書を、実際に見分した。

その結果は、別表1の審査会判断のとおり、いずれも条例第7条第3号アに該当すると認められ、またその内容及び性質から同号ただし書には該当しないことから、不開示が妥当である。

なお、異議申立人は、本件処分が取り消されるべき理由として、条例第7条第1号に該当することも挙げているが、上記のとおり判断した以上、その余のことについては判断しない。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表 1

	開示決定に反対する部分	審査会判断
1	添付資料 2 - 1 「平成26年度〇〇町災害廃棄物等の減容化処理業務 実施設計図書工事仕様書」(平成26年 6 月、〇〇株式会社)の「1-10」頁にある「表 1-3 計画ごみ質」中の数値全部	異議申立人が推定した処理対象物質の計画ごみ質(処理対象物の水分、可燃分、灰分、低位発熱量、単位容積重量、元素組成)に関する記載であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。
2	添付資料 4 - 3 1 (1)の「大気汚染」の項目に掲載されている表中の「設計値」欄記載の数値全部	異議申立人の設計による排ガス中の成分毎(ばいじん量、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類)排出量に関する記載であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。
3	添付資料 4 - 3 参考資料「ばいじんの薬剤処理内容(薬剤の種類、添加量など)を説明する資料」中の図面(図面名称:「溶融飛灰処理設備 飛灰薬剤セメント混練機」、図面番号CFHMN1050 1)の全部	異議申立人の設計による「溶融飛灰処理設備 飛灰薬剤セメント混練機」の設計図面であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。
4	添付資料 4 - 4 「一般廃棄物処理施設設維持管理の技術上の基準についての適用」の 2ハ、同へ、同チ、同ル及び同ソの「施設への適用」欄における「設計温度」及び「設計濃度」について記載されたカッコ書き部分	異議申立人の設計による、燃焼室中のごみ質毎燃焼温度、運転を停止する場合の燃焼室温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度及び灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度に関する記載であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。

5	<p>添付資料5-1 「2) 物質収支」、「3) 熱収支」、「4) 用役収支」(添付図面を含む)及び「5) 燃焼室熱負荷」(添付図面を含む)の全部</p>	<p>異議申立人の設計による「物質収支」、「熱収支」、「用役収支」、「燃焼室熱負荷」に関する記載であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第7条第3号に該当する。</p>
6	<p>添付資料5-1 「平成26年度〇〇町災害廃棄物等の減容化処理業務 実施設計図書 工事仕様書(ごみ質に関する抜粋資料)」(平成26年6月、〇〇株式会社)の「1-10」頁にある「表1-3 計画ごみ質」中の数値全部、及びその次頁の「平成25年度〇〇町における廃棄物組成等調査結果からのごみ質推定」の全部</p>	<p>異議申立人の設計による「平成26年度〇〇町災害廃棄物等の減容化処理業務 実施設計書 工事仕様書」中の計画ごみ質(処理対象物の水分、可燃分、灰分、低位発熱量、単位容積重量、元素組成)及び「平成25年度〇〇町における廃棄物組成等調査結果からのごみ質推定」に関する記載であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第7条第3号に該当する。</p>
7	<p>添付資料5-2 「ガス冷却計算書」、「排ガス処理設備設計計算書」及び「処理工程図」(添付図面を含む)の全部</p>	<p>異議申立人の設計による「ガス冷却計算書」、「排ガス処理設備設計計算書」、「処理工程図」及び設計図面であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第7条第3号に該当する。</p>
8	<p>添付資料5-4 「濃度(大気)計量証明書」、「計量証明書」及び「測定結果報告書」の全部</p>	<p>異議申立人が〇〇県〇〇市に建設した、本件処理施設以外の処理施設に係る「濃度(大気)計量証明書」、「計量証明書」及び「測定結果報告書」である。異議申立人は意見書別紙の「理由」欄前段で「〇〇市に建設した処理施設に係るデータであり、本件処理施設には直接関係ない。」と主張するが、異議申立人の主張は条例第7条各号で規定する「不開示情報」には該当しない。一方、意見書別紙の「理由」欄後段の主張は肯定できることから、条例第7条第3号に該当する。</p>

9	添付資料 5 - 7 全 部	異議申立人による本件処理施設そのものの設計図であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。
10	添付資料 6 - 1 全 部	異議申立人による本件処理施設そのものの設計図であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。
11	添付資料 6 - 2 全 部	異議申立人による本件処理施設そのものの設計図であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。
12	添付資料 6 - 3 全 部	異議申立人による本件処理施設そのものの設計図であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。
13	添付資料 6 - 6 「一般廃棄物処理施設の技術上の基準についての適用」の 7 口 (1)、同口 (2)、同ニ及び同リ (2) への「施設への適用」欄における「設計温度」について記載されたカッコ書き部分、及び同口 (2) の「施設への適用」欄に記載された数値全部	異議申立人の設計による、燃焼室中のごみ質毎燃焼温度、燃焼室中の設計温度・設計滞留時間・設計滞留容量・燃焼室容積、集じん器に流入する燃焼ガス温度、ごみ熔融にあたっての熔融物設計温度に関する記載及び設計図面であり、異議申立人が主張する開示決定が取り消されるべき理由は肯定できることから、条例第 7 条第 3 号に該当する。

別表 2

No.	公文書の件名	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
1	添付資料 3-4-2 地図写し	作業機関の会社名	福島県情報公開条例 (平成12年条例第5号。以下「条例」という。) 第7条第3号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
		個人の氏名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
2	添付資料 4-3 参考資料 ばいじんの薬剤処理内容(薬剤の種類、添加量など)を説明する資料	設計者個人の氏名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
3	添付資料 4-5-② 契約書及び共同事業実施協定書(対環境省契約分)	代表者の印影	条例第7条第3号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
		個人の氏名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
		〇〇株式会社以外の企業名	条例第7条第3号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

4	添付資料 4-5-③ 委託契約書共同事業実施協定書（対〇〇町契約分）	代表者の印影	条例第 7 条第 3 号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
		個人の氏名	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
		〇〇株式会社以外の企業名	条例第 7 条第 3 号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
5	添付資料 4-5 参考資料 運営期間における業務実施体制	窓口担当者等の氏名	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
		〇〇株式会社以外の企業名	条例第 7 条第 3 号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
6	添付資料 4-5-④ 一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を証明する書類	個人の氏名、生年月日及び認定番号	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
		代表者の印影	条例第 7 条第 3 号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
7	添付資料 4-5-⑤ 一般廃棄物処理施設技	技術管理者の氏名、現住所、印	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれに

	術管理者の業務経歴書	影、性別、生年月日、電話番号、本籍地、職歴等、行政処分歴、刑罰等		も該当しないため。
8	添付資料 5-1 焼却施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図	設計者個人の氏名	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
		〇〇株式会社以外の企業名	条例第 7 条第 3 号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
9	添付資料 5-2 公害（大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭防止施設）	設計者個人の氏名	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
10	添付資料 5-4 類似施設の排ガス測定結果、主灰、飛灰のダイオキシン類濃度測定結果	〇〇株式会社以外の企業名	条例第 7 条第 3 号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
11	添付資料 5-7 構造物の安定計算書	設計者個人の氏名	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
12	添付施設 6-1 焼却施設の構造を明らかにする平面図、立面	設計者個人の氏名	条例第 7 条第 2 号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。

	図、断面図、構造図及び配置図	〇〇株式会社以外の企業名	条例第7条第3号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
13	添付資料6-2 公害防止施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図	設計者個人の氏名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
		〇〇株式会社以外の企業名	条例第7条第3号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
14	添付資料6-3 保管施設の平面図、立面図及び構造図	設計者個人の氏名	条例第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。
		〇〇株式会社以外の企業名	条例第7条第3号	事業者が、その活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 9月 3日	・ 諮問書受付
平成27年 9月18日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成27年 9月25日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成27年 9月29日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成27年12月22日	・ 異議申立人から意見書の提出
平成29年 2月20日 (第252回審査会)	・ 異議申立ての経過説明
平成29年 3月21日 (第253回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成29年 4月24日 (第254回審査会)	・ 審議
平成29年 5月23日 (第255回審査会)	・ 異議申立人から意見書(2)の提出 ・ 異議申立人から異議申立に対する意見を聴取 ・ 審議
平成29年 6月19日 (第256回審査会)	・ 審議
平成29年 8月 9日 (第257回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成29年6月22日まで）

（五十音順）

氏名	現職等	備考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者

福島県情報公開審査会委員名簿（平成29年6月23日から）

（五十音順）

氏名	現職等	備考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者